

都筑区民文化センター（仮称）ネーミングライツ公募要項

1 公募の趣旨

横浜市における施設維持管理コストの軽減及び「都筑区民文化センター（仮称、以降「都筑区文」という。）」を起点とした賑わい創出、文化振興等に資するため、「都筑区文」へのネーミングライツ（命名権）について、スポンサーの公募を行います。

※本ネーミングライツ契約締結は、今後、都筑区文を本市の区民文化センターとして位置付けるための条例改正が横浜市会で議決されることが前提となります。

2 公募主体

横浜市都筑区

3 応募できる者

- (1) 自らネーミングライツスポンサーとなることを希望する団体等が契約することができます。
- (2) 政治団体・宗教団体、公職にあるものが役員を務める団体は契約できません。
- (3) 横浜市広告掲載要綱及び横浜市広告掲載基準の規定に違反する団体等は契約できません。
- (4) 申込時点で、公序良俗に反する事業を行う団体等、国・地方公共団体において一般競争入札の参加資格制限を受けている法人及び国税、地方税を滞納している法人は契約できません。
- (5) 契約者の所在地については横浜市内外を問いません。
- (6) 横浜市広告掲載基準第5条に定める規制業種・事業者は契約できません。

4 ネーミングライツ対象施設

都筑区民文化センター（仮称）

所在地：横浜市都筑区中川中央一丁目9番1、2

https://www.city.yokohama.lg.jp/tsuzuki/kurashi/machizukuri_kankyo/machizukuri/kubunkentou.html

5 ネーミングライツ（命名権）の範囲

都筑区文の愛称として、スポンサーの企業名または商品（ブランド）名を付けることが可能です。

【条件】

- ① 施設の魅力を高めるようなふさわしい愛称を付けてください。
- ② 愛称名は20文字以内とします。
- ③ 正式名「横浜市都筑区民文化センター」は変更しませんが、横浜市は対外的に「愛称」を使用します。
- ④ 利用者の混乱を避けるため、契約期間中の名称変更はできません。
- ⑤ 提案された愛称名については、横浜市が設置するネーミングライツ導入検討会（以下、「導入検討会」という。）における検討結果や市民意見募集等を踏まえ、決定します。検討の結果、申込者に対して愛称名の再提案を求める場合がありますのでご了承ください。

6 スポンサーメリット

	スポンサーメリット	内 容	備 考
1	看板の設置	愛称の看板等を表示します。	設置場所、製作・設置費用負担は横浜市が負担します。
2	周辺案内看板への愛称表示	センター北駅等の案内看板に愛称を表示します。	設置場所、製作・設置費用負担は横浜市が負担します。
3	その他案内表示の変更	道路案内看板、最寄り駅等の案内看板に愛称を表示します。	設置場所、製作・設置費用負担は横浜市が負担します。
4	各種広報印刷物・ホームページ等への愛称露出を通じてのマスコミ・市民等へのPR	横浜市の広報印刷物やホームページ等広報ツールにおいて、愛称決定のお知らせや表示・記載の変更をします。	地図・カーナビ等製作企業にも愛称の利用を働きかけます。
5	その他	協議による	1～4以外のご希望については、施設目的や施設の関係法令等の規定を踏まえ、協議のうえ決定します。

7 契約条件

内 容	条 件	備 考
希望契約金額	年間 990 万円以上 (市への納入額・税込)	・契約料の支払いは年度単位とします。ただし、初年度の契約料は年間契約金額の4分の1とします。 ・ネーミングライツスポンサーの責により契約が解除された場合の契約料は返還できません。
愛称使用期間	10年3か月	・契約の満了日は3月31日とします。 ・契約終了年以降の契約継続に関しては優先交渉権があります。
愛称使用開始時期	令和7年1月(予定)	
地域貢献の提案	スポンサーとして、都筑区文の魅力向上や、都筑区文を起点とした地域貢献・地域活性化につながる提案をしてください。	
契約満了後の原状回復	・施設に直接標示する愛称看板の原状回復については、ネーミングライツスポンサーが行うこととします。 ・周辺案内看板、その他案内表示の原状回復については、横浜市が行います。	

8 申込方法

別紙1、2に必要事項を記入のうえ、必要書類を添付(別途郵送可)して、申込先に持参、Eメールまたは郵送のいずれかの方法により提出してください。

【添付書類】

- 印鑑証明書
- 登記事項証明書【商業登記簿謄本】
- 会社概要及び直近3か年の決算報告
- 納税証明書【法人税、法人事業税、法人住民税、消費税・地方消費税(直近1年間分)】

9 公募期間

令和5年1月20日(金)午前10時から2月10日(金)午後5時まで
※郵送の場合の締め切りは、2月10日(金)の消印有効とします。

10 選定方法

公募期間終了後、横浜市が設置するネーミングライツ導入検討会の結果を踏まえ、希望契約金額、希望契約期間、愛称案、その他要素を総合的に判断し、優先交渉権者として決定した後、当該施設のネーミングライツの導入について関係者及び市民からの意見聴取を経て、契約条件を協議したうえで契約を締結します。

※導入までの流れは、「横浜市ネーミングライツ導入に関するガイドライン」を参照してください。
(URL : <https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kyoso/private-fund/naming-rights/naming-rights.html>)

11 愛称名の使用開始までの流れ

手続きの流れ	スケジュール (予定)
①お申込み	～令和5年2月10日 (金)
②書類審査	
③導入検討会による検討	令和5年2月～3月
④優先交渉権者の選定	
⑤関係者及び市民への意見聴取	令和5年3月～4月
⑥導入検討会による検討	令和5年4月
⑦契約相手方の決定及び契約締結	令和5年5月～6月
⑧愛称の周知期間	令和6年1月～12月
⑨愛称の使用開始	令和7年1月

12 お申込み・お問合せ先

【申込書提出先、申込条件・方法に関する問合せ】

〒224-0032

横浜市都筑区茅ヶ崎南中央 32-1

横浜市都筑区役所 地域振興課 区民施設担当 深澤、平川

TEL : 045-948-2235

FAX : 045-948-2239

E-mail : tz-chishin@city.yokohama.jp

年 月 日

横浜市長

団 体 名：

所 在 地：

代表者職氏名：

印

別紙のとおり、【都筑区民文化センター（仮称）】へのネーミングライツについて応募します。

（連絡先）

団体名：

所在地：

担当者氏名：

電話番号：

e-mail：

別紙2

<p>1 応募する団体等</p>	<p>名称： 代表者名： 所在地： （登録簿上の本店所在地）</p>
<p>2 応募趣旨</p>	
<p>3 愛称案（フリガナ）</p> <p>（英文名）</p>	
<p>4 応募の対価（年額）</p>	
<p>5 施設の魅力向上や、地域貢献・地域活性化につながる提案</p>	
<p>6 希望するスポンサーメリット （5の実施に必要なものも含む）</p>	
<p>7 その他</p>	

横浜市が市税納付状況調査等必要な調査を行うことに同意します。